

## 地方における消費者行政の充実強化に関する件

今日、再び消費者の信頼を裏切る汚染米の不正転売が発覚し、その波紋は止まることなく、非常に憂慮される事態です。

ここ近年においても、食品偽装表示事件や輸入冷凍ギョウザへの毒物混入事件、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事件、さらには悪徳商法、振り込め詐欺等々の被害が続発し、消費者は日常生活の安全安心が脅かされ不安な心境に陥っている現状にあります。

このような状況の中にあって、現在、政府では消費者行政を一元化した消費者庁の設置に向けた諸整備を進められていますが、真に消費者の利益が守られるためには、地方における消費者行政の特段の拡充が不可欠であり、まさに消費者行政の抜本的な充実強化に向けた法制度および財政措置が喫緊にして重大な課題となっております。

よって、国会及び政府におかれては、国と地方が一体となった消費者の視点に立つ消費者行政を実現するために、次の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 消費者行政を統一的一元的に推進し、その充実強化を図り、国と地方の役割を明確化し、実効性のある被害者救済も含め、十分に機能する法制度の整備をすること
- 2 地方自治体の消費生活センターを法的に位置付けるとともに、地方消費者行政の抜本的な拡充強化に必要な財政等の措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月8日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
消費者行政推進担当大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦